

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成16年5月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び番号

平成16年3月31日

第711号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

京都市山科区大宅岩屋殿1番地2, 1番地3, 3番地6, 14番地, 15番地, 16番地, 16番地1, 17番地, 17番地1, 18番地及び19番地並びに同区大宅山田34番地, 35番地, 49番地, 49番地1及び50番地1並びに同区大宅奥山田103番地1, 104番地, 108番地2, 112番地, 128番地3及び129番地3並びに国有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市山科区大宅山田34番地

学校法人京都橘女子学園

理事長 山岸 永一

(都市計画局都市景観部開発指導課)